

免許状 番号	第 号	願書受付 番号	第 号	授与 年月日	年 月 日	審査 (/) (/)
-----------	--------	------------	--------	-----------	-------	-------------------

新教育領域追加申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄
(消印をしないこと)

本籍地(都道府県名)

〒 -

現住所

(連絡先 Tel - -)

勤務学校名

職名

(連絡先 Tel - -)

フリガナ
氏名

昭和・平成 年 月 日生

下記の新教育領域を追加して定めてください。
記

新教育領域	
-------	--

(添付書類) 該当する番号に○印をすること。※は、現に県内で教員として在職している者は添付を省略できる。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 履歴書(裏面…様式第2号) | 4 特別支援学校の教員の普通免許状 |
| ※2 宣誓書(裏面…様式第3号) | 5 学力に関する証明書 |
| ※3 戸籍抄本 | |

経 由 欄	経 由 機 関	経 由 年 月 日	経 由 機 関 の 名 称	長の検印	取扱者印
	当該学校の長	年 月 日		Ⓜ	Ⓜ
	市町村教育委員会	年 月 日		Ⓜ	Ⓜ
	教育事務所長	年 月 日		Ⓜ	Ⓜ
	大学又は指定教員養成機関の長	年 月 日		Ⓜ	Ⓜ

- 記載注意
- 1 本籍地、氏名及び生年月日は戸籍と一致すること。
 - 2 経由機関は、次のとおりであること。
 - (1) 県内の大学、指定教員養成機関の卒業又は修了を要件とする者で大学等の一括申請による者については、当該大学又は指定教員養成機関の長。
 - (2) 県内の大学附置の国立学校に在職する者については、当該学校の長(以下「校長」という。)及び学部長。
 - (3) 県立学校に在職する者については、校長。
 - (4) 県内の市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立学校に在職する者については、校長、市町村教育委員会及び学校の所在する地域を管轄する教育事務所長。
 - (5) 県内の私立学校に在職する者については、校長。
 - (6) 前各号以外で県内に居住する者については、出願者の居住する地域を管轄する教育事務所長。
 - 3 氏名のフリガナは必ず記入すること。

(様式第2号) (第2条、第4条関係)

履 歴 書				
年 月 日	記 事			
学 歴				(修学年数)
. .				年 月
. .				年 月
. .				年 月
. .				年 月
. .				年 月
介 護 等 体 験				
. .	~	. .	(日間)	
. .	~	. .	(日間)	
. .	~	. .	(日間)	
免 許 状 (免許状の種類) (番 号) (教 科) (授 与 権 者)				
. .		第 号		
. .		第 号		
. .		第 号		
. .		第 号		
. .		第 号		
職 歴				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
賞 罰				
. .				
身 上 に 関 す る 事 項				
. .				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名				
備 考 氏名は自署すること。				

- 記載注意
- 1 免許状は、有する全ての免許状（旧令による教員免許状を含む。）を記載すること。
 - 2 職歴は、発令どおり正確に記載すること（特に発令年月日、校名、職名及び休職事項）。給与関係等については省略すること。
 - 3 身上に関する事項は、氏名又は本籍地に係る戸籍上の異動について記載すること。
 - 4 該当事項がない場合は、「なし」と記載すること。

(様式第3号) (第2条、第4条関係)

宣 誓 書
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない者であることを宣誓します。
年 月 日
氏 名
備 考 氏名は自署すること。

- 注釈 教育職員免許法第5条第1項第3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第4号 第10条第1項第2号（※1）に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第5号 第11条第1項又は第2項（※2）の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※1 第10条第1項第2号 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき
- ※2 第11条第1項 国立学校又は私立学校の教員が、前条第1項第2号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき（後略）
- 第2項 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるとき（後略）